

Title	獨逸における政治學研究の現況：文獻を中心として
Sub Title	Contemporary state of political science in Germany
Author	多田, 眞鋤(Tada, Masuki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1954
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.27, No.9 (1954. 9) ,p.22- 46
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19540915-0022

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.



獨逸における政治學研究の現況

— 文獻を中心として —

多 田 眞 鋤

目 次

- 一、はしがき
- 二、一般國家學
- 三、政治學概論
- 四、一般國法學
- 五、社會的法治國家の概念
— C・メンガーの所説を中心として —
- 六、むすび

一、はしがき

本稿は、比較的最近に公刊されたドイツ語の政治學書若干を通じて、ドイツにおける政治學研究の政治理論體系を國家學の名稱で把握するのは傳統的なドイツ的用法であることはいうまでもないが、本稿では政治學と呼稱するの現況の一端を提示しようとするものである。

狹義の政治學以外の、所謂、政治學周邊の傾向に關するものは、日本政治學會刊行になる年報「政治學」(一九五〇年—五二年度版)三部において、各分野の專攻者によつて「書評」及びその他の形式

で紹介されてある故、その著述を参照して戴きたい。

表記のいわば「ドイツ政治學界事情」ともいへべき課題を取扱う上において、敏感に時潮を反映する雜誌論文、あるいは、主要な思想的潮流等を、併せて提示するのてなくしては、その課題を根本的に明示することにならないことは自明の理であるが、筆者の讀書能力の不足と、又現今のアメリカ政治學の勢いに壓倒されてか、あるいは又、ヨーロッパ學界、就中ドイツの學界に與えた戰禍の直接、間接の深刻な影響からか、ドイツ書の輸入不足によつて、左記數冊の單行圖書を中心とせざるを得なかつたのである。そのため、やむを得ずこれらの著書を、個々に「書評」の形式で紹介せざるを得なかつたことを豫めお断りしておく。且又、前記した年報政治學の一九五一年度版に「學界展望」記事のアメリカについては、岩永建吉郎氏、ソヴィエツトについては、柳春生氏、フランスについては、松平齊光氏及び、イギリスの「戰中戦後の英國政治學主要文獻」解題の資料が掲載されており、又、一九五三年度版に、「政治過程論を中心とした最近アメリカ政治學界(齋藤眞氏)」、「一九五二年度日本政治學界(中村菊男氏)」の各展望記事があり、又、「一九五三

年度日本政治學界の展望(吉村健藏氏、後藤一郎氏)の記事が掲載されており、更に又、國家學會雜誌第六十四卷第四號(特輯)「戦後の外國文獻紹介」において、政治學、公法關係のライオン書數種類が、簡単に紹介されている(これを)に附記しておく。

この本稿において取扱う著書を、當初に出版年度順に早い方から並べ提出すると次のようになるのである。

Hans Nawiasky: Allgemeine Staatslehre, Erster Teil, Grundlegung, 1945, Köln.

Rudolf Laun: Allgemeine Staatslehre, 6 Aufl. 1948, Hamburg.

Friedrich Glöse: Allgemeines Staatsrecht, Ein Grundriß, 1948, Tübingen.

Hans Helfritz: Allgemeines Staatsrecht, Mit einem Abriss der Staatstheorien, 1949, Erlangen.

Arnold Winkler: Grundlagen der Politik, 1949, Wien.

Wilhelm Classen: Einführung in die Politik, 1950, Düsseldorf.

Walter Eckhardt: Allgemeine Staatslehre, 1951, Düsseldorf.

Günther Küchenhoff u. Erich Küchenhoff: Allgemeine Staatslehre, 1951, Stuttgart und Köln.

Hans Nawiasky: Allgemeine Staatslehre, Zweiter Teil, Staatsgesellschaftslehre, 1952, Köln.

Adolf Grabowsky: Politik im Grundriss, 1952, Frankfurt.

A. M.

A. Grabowsky: Einführung in die Politik, 1953, Marburg u. Basel.

以上の十一著書は、いずれも教科書風のものである。これらの一般的政治學書に加えて、西ドイツ現在の「國家體制」の問題を示唆すると思われる「書」Christian-Friedrich Menger: Der Begriff des sozialen Rechtsstaates im Bonner Grundgesetz, 1953, Tübingen)を附加しよう。

紹介の順序は、出版年度にとられることなく、むしろ「一般國家學」と明記されている五冊、「政治學序説或いは政治學基礎論」と表題されている四冊、「一般國法学」と題された二冊を、それぞれ各々のグループに分けて提出した方が、比較する上において、又、このような種類の資料としても適當な方法であるかと思われる。そして、最後にC. E.メンガーの「ボン基本法のもとにおける社會的法治國家の概念」について觸れ、現下の西獨國家體制の一端を再問見ようとする。

二、一般國家學

「一般國家學」の部門にならぬが、戦後早くは公刊せられたH. Nawiasky: Allgemeine Staatslehre, Erster Teil, Grundlegung, 1945, Köln, 179 Seiten を挙げておきたい。

著者H. ナウイアスキーは、當著に記せられた肩書から觀せば、
ゲルゲン(St. Gallen)商業高等學校教授である。

「總論」に於ける著者の、本書についての構想を述べよう。

すなわち「舊著の構想は、最初に一九三三年の Ztschr. f. öff. Recht Bd. 13 (公法雜誌) に掲載し世に問ひた『Norm, Idee, soziale Tatsache im Recht』の論議(この思惟は永く問ひ時間をかけて成就したものである)における立場、すなわち、法及び國家の社會的現象は、規範概念(Normenbegriff)、觀念對象(Vorstellungsobjekt)、及び社會的事實(Gesellschaftlicher Tatbestand)の三位一體の様相を呈し、その故に、その理論的把握には、以上の三つの觀點から考究をせねばならぬ」のである。この根本思想を、一般國家學の領域に適應してみらるならば、國法學(Staatsrechtslehre)、國家理念學、或いは國家理論(Staatsideenlehre oder Staatstheorie)、國家社會學(Staatsgesellschaftslehre)に分類することができらるのであつて、これらは相互に獨立の部門として取扱われる所の三種の特殊な分科をれた領域によつて構成されているものである。(緒言及び一—二頁)と主張してゐるのであるが、それでは著者が上述の觀點から捉えた「一般國家學體系」の構圖は、いかななるものであらうか。著者はこれを掲げたよつに副題として「第一部 Grundlegung」とされてゐるので、左記の内容によつて構成されてゐる。主要なタイトルを一括して掲げてみる。

Erster Abschnitt

Die Dreigliederung der allgemeinen Staatslehre

第一章 一般國家學の三構造

1. Der dreifache Gegenstand der allgemeinen Staatslehre

第一節 一般國家學の三重對象

2. Theoretische Voraussetzung der Dreigliederung: Die Möglichkeit des sozialen Staatsbegriffs

第二節 三構造の理論的前提及び社會的國家概念の可能性

Zweiter Abschnitt

Die drei Staatsbegriffe

第二章 三つの國家概念

3. Vorbemerkung. Der Staat als Idee

第三節 緒言 理念としての國家

4. Der Staat als soziale Tatsache

第四節 社會的事實としての國家

5. Der Staat als Rechtsbegriff. Zusammenfassung und Folgerung

第五節 法概念としての國家及び總括と結論

Dritter Abschnitt

Stellungnahme zu anderen Auffassungen

第三章 他の見解に對する態度

6. Einleitende Bemerkungen. Der mehrfache Staatsbegriff

第六節 序説 重複した國家概念

第七節 理念としての國家概念

7. Zum Begriff des Staates als Idee

第八節 理念としての國家概念

8. Zum Begriff des Staates als soziale Tatsache. Die Konstruktionsfrage

第九節 社會的事實としての國家概念

第十節 總括と結論

第八節 社會的事實としての國家概念

9. Zum Begriff des Staates als soziale Tatsache, Definitionen

第九節 社會的事實としての國家概念

10. Zum Rechtsbegriff des Staates

第十節 國家の法的概念

以上の三章、十節に區分し、構成されている。第一章では、まず序言において著者の披瀝した一般國法学、社會的國家學、理念的國家學について、學的性格をおのおの規定し、G・イェリネックの二側面説 (Zwei-Seiten Theorie) に觸れ、「Dualistische Anhänger und monistische Gegner der Lehre Jellinek's」という見出しのもとに、H・ラーの所説、H・ケルゼンの社會學的國家理論批判を引例し、從來の一般國家學體系の中において、考察の對象とならなかつた著者の意味する「一般國家學の體系的三構造」が一元論及び二元論と對比的に論ぜられている。

第二章では、「理念としての國家」、「社會的事實としての國家」、「法的概念としての國家」の三つの國家概念を、おのおのその概念規定を明確にし、「總括的結論」として、「三つの國家概念の考究は、段階的連關の意味においてその相互關係を明確にしうるのである。」「Die Untersuchung der drei Staatsbegriffe hat ihre gegenseitige Beziehung im Sinn eines stufenweisen Zusammenhangs ergeben.」と述べ、中核か或いは第一義的に國家理念が存在し、この存在なしでは、國家の社會的現象 (社會的國家概念) の把握はなすことが不可能であり、又社會的國家概念にお

ける國家理念の確立によつて、國家理念は更に又國家の法的概念に順應するものである。と、その段階的連關、すなわち、理念的國家概念から社會的國家概念が導かれ、更に法的國家概念には社會的國家概念がその成立の必須條件であることを指摘する。この指摘は、確に觀念的であつても、從來の國家概念に對するエニクな批判であろうかと思われる。

第三章では、在來の國家概念に對する著者の批判的見解が展開される。それ故、イェリネック、ソムロ、ウェーバーを始めとして、シュパン、フライヤー、ケルロイター、スメンド等々、數多の國家、政治概念が引合いに出發され、それらに對して、著者の基本的立場からの分析、批判が展開されているのである。

次々 R. Laun: Allgemeine Staatslehre, 6 Aufl. 1948, Hamburg, 98 Seiten であるが、著者 R・ラウン教授は、その第六版の序言に自ら述べている所によれば、ハンブルグ大學の國家學擔當教授である。本書は「講義の補助」のためにその第一版 (一九四五年) が書かれたのであり、新版は、僅かに修正と増補がなされた限り原版のままであるといつていい。言葉の使い方も講義口調であり、恐らく講義終了後のノートに加筆したものではないかと思う。前書きとして、「講義の對象」として扱う問題、「國家及び政治の名稱と概念」「國家學の方法と構成」「客觀性的の問題」等を記述している。本論は、三つの部門に分けられている。すなわち、第一部は「社會學的國家論」であり、第二部は「法學的國家論」、第三部は「倫理的國家論」である。

第一部、第二部とも從來イェリネックによつて思惟された國家に

關する二側面説、更に、H・ヘラー、H・ケルゼンによつてイェリネックの二側面説を各々においての新たな展開が試みられ、現在に至つてるところの傳統的ドイツ國家學體系を繼承しているものであるといえよう。

第三部「倫理的國家論」は、二つに分けられている。第一節は「Die Ethik」であり、第二節は「Geschichte der Staatsideale und der ethischpolitischen Theorien」である。第一節において、次のような問題提起を行う。すなわち、「科學性を要求しようとする所の各々の倫理の最初の問題は、我々が我々の倫理的價值判斷を、その源泉から吸上げる問題でなければならぬ。……倫理とは、他律(heteronom)であるか、自律(autonom)であるかのどちらかに基礎づけられるものであり、そして他律とは更に神學的であるか、又は人類學的なものかのどちらかによるものである。それによつて判斷が下されるところの各々は、或るもの、例をば一定の國家形態か又は國家制度を具有した國家は、善か悪か、或は又どちらでもよいものか、すなわち、『道德的無關心』(sittlich irrelevant)であるのかどうかは分らないものであるが、その判斷は三つの源泉から引き出されなくてはならない。すなわち、神の命令か、人間の本性から、或いは人間固有の良心の要求からであり、その最後のものを、國家生活と實定法の對象の上に引合わせられるとき、我々はこれを法的感情(Rechtsgefühl)と名づけることが出来るのである。」(八七頁)と述べ、國家社會における人間生活と道德・倫理の關連について論述している。

そして、第二の「國家理想と倫理的諸理論の歴史」の節において、

ソフィスト、就中、プロタゴラス、ソクラテス、プラトン(ポリテイアとノモイ)、アリストテレス、原始キリスト教、アウグスチヌス、スコラ學派、トマス・アクイナス、オッカムのウィリヤム、宗教改革、トマス・モーア、イギリス革命、D・ヒューム、フランス革命、カント、ヘンサム、フィヒテ、フンボルト、ヘーゲルから無政府主義に至るまでの國家理想論、倫理的政治觀の概觀史を、項目によつて提出している。恐らく、この節では、人名と事項のみを掲げ、その内容については著者ラウン教授が直接講述したのであろう。最後に、著者の一九一〇年以降の著作年表が掲げてあるが、ラウンは、政治學以外の法學、哲學、歴史、等に關する著述も可成り著わしている。又フランス語で書かれたもの、或いはフランス書の翻譯も相當數公刊している。そのうち、公法學、政治學に關するもの二、三を參考途に提示しよう。

(1) Der Staatsrechtslehrer und Politik, Archiv des öffentlichen Rechts, Tübingen, 43 Band 1922, Seiten 146-199.

(2) Recht und Sittlichkeit, Berlin, 1935, 109 Seiten.

(3) Reden und Aufsätze zum Völkerrecht und Staatsrecht, Hamburg, 1947, 101 Seiten.

このほかに約二十三種類の論文、著述、翻譯等を著わしている。次には、W. Eckhardt: Allgemeine Staatslehre, 1951, 120 Seitenを紹介しよう。

本書は、Schaefers Grundriss des Rechts und der Wirtschaftの叢書中の第二七巻であり、著者の肩書は、バイエルン州議

會の議員であり、又州參事官の要職にあるようである。

著者W・エックハルト、「第一章は、専門家だけにでなく、一般市民に、市民の政治的活動についての基礎的知識を修得できるように、國家の概念、本質、體制等を敘述したものであり、第二章は、國家生活についての歴史的觀察の必要性から、歴史的、且つ比較法的な例を取挙げたのである。國家體制は、歴史的基礎なくしては理解しえないものである。すなわち、C・F・ストロングが『近代政治組織論』の中に『Constitutional politics cannot possibly be understood without reference to their history』と述べているところの問題はこの意味にほかならない。第三章は、デモクラシー構成論、換言すれば、デモクラシーの一般國法學的敘述で充當した。すなわち、デモクラシーの構造、機構及び法的形態等である。又この章の最後には、國家の内部において、或は又國家干渉に對して確實に保持されなければならない所の、人間最高の善、その價值である自然權を記述したものであると、その序文に述べているが、その内容を、主要な項目だけ掲げてみるならば、

第一章 政治の基礎概念

- (一) 國家の概念と本質
- (二) 國家形態
- (三) 國家、教會、民族共同體

第二章 國家體制の展開

- (一) 古代國家
- (二) 獨逸憲法の生成
- (三) 諸外國の憲法

獨逸における政治學研究の現況

第三章 デモクラシー構造論

- (一) デモクラシーの要素
- (二) 近代國家の機構と機能
- (三) 基本權と自由權

の三章九節である。全體を通觀して、著者の示した一般國家學の構成並に敘述は、平易で理解し易くはあるが、特にユニークなものではない。最終節に著者が特設した「基本權と自由權」を瞥見してこの圖書の紹介をすませたい。

「基本權とは、市民が國家意思形成に關與する際の、市民の根本的な政治的權利なのである。この權利は、人間の尊嚴と獨立を確保するために役立つものである。又この基本權のもとにおいて、自由權は法治文化國家における市民の立場、その基本的條件として特に重要なものである」と前置きし、基本權の歴史的展開の起點を宗教改革及び近代自然法に求め、イギリスの一七世紀間におけるその展開、アメリカ獨立宣言、フランス革命、更に一九世紀の立憲運動を概觀している。

「更に、現代においては、つい最近に起た獨裁者側での個人權の輕侮がなされたのに對して、再び指導的政治家によつて人間の自由權についての定義が發せられた」のであり、ここで著者は、前米大統領ルーズヴェルトの四つの自由、更に彼とチャーチルによつて企圖されたアトランティック・チャーターの根本精神に觸れている。又自由權の廣狹の意義、平等權の内容に立入つて考察する。

最後に著者の掲げた參考文獻の中には、本稿で筆者が取扱つたギーゼ・ラウン等の最近の政治學書が挙げられている。

Der Staatsbegriff

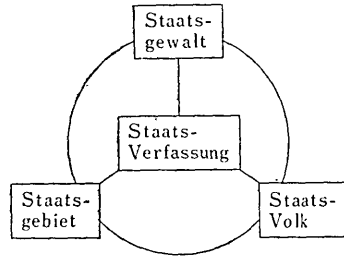


Abb. 1

Gebietshoheit und Personalhoheit

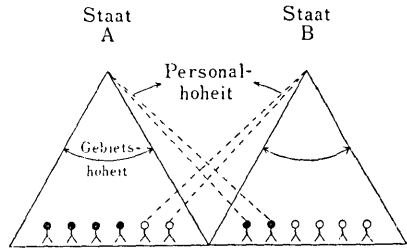


Abb. 2

次のものは、Günter Küchenhoff und Erich Küchenhoff: Allgemeine Staatslehre, 2. Aufl. 1951, Köln, 286 Seiten である。

本書は、Regierungsvizepräsident G. J. Köhnen 及び、Stadtdirektor G. K. Inhoffen 二人の編纂による「Der Verwaltungsdienst, Schriftenreihe für die Ausbildung und Fortbildung der Dienstkräfte der öffentlichen Verwaltung」の第四巻で、G. Küchenhoff と E. Küchenhoff の共著で「一般國家學」として公刊したものである。いわば、公務員の勤務便覽ともいふべきこの基礎學選書は、全十二巻よりなつてゐる。そのうち若干を擧げると次のよつなものである。

Band 3. Die Öffentliche Fürsorge von H. Keesse 1950.

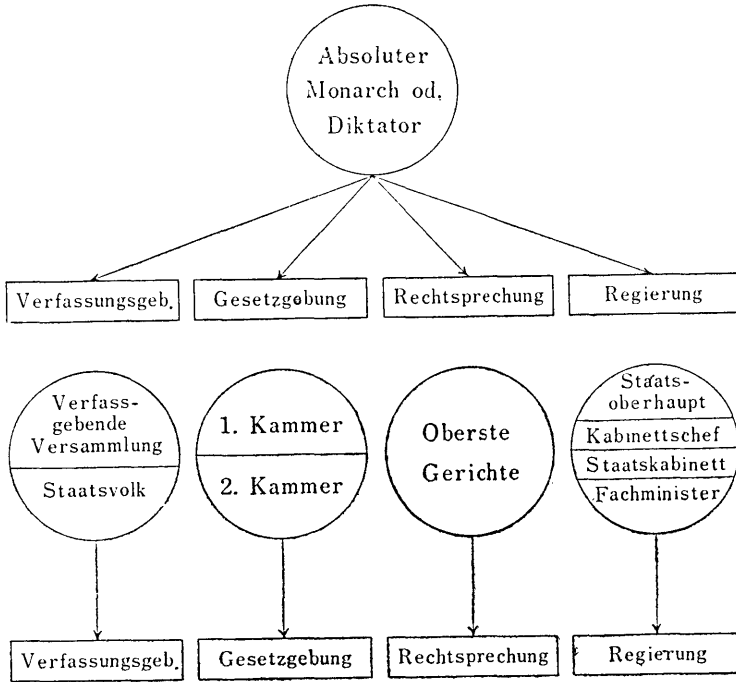
Band 5. Grundriss der deutschen Sozialversicherung, von P. Caesar 1950.
 Band 7. Verwaltungsrecht von H. von Hoewel, 1950.
 Band 11. Die Aufgaben der öffentlichen Ordnungsgüter von G. Enderling, 1951.

等である。さて、本書の著者は、一九五〇年四月における第一版の序に次のように述べてゐる。「この書は、公務員の勤務に便なるために出版されたものであり、形態、方法、内容一般に渡り、すべてこの讒書の形式に沿つたものである。……この著書で取扱つた範圍の問題に關しては、この書自體が手引きなのであるから、いかなる豫備知識も必要としないのである。讀者に、現代の政治問題、將來の廣範な問題を見觀察せ、それによつてこれらの問題に對する讀者自から立場を見出さるるやうに著者は心懸けた」のであると述べているやうに、極めて政治一般の實用知識が修得できるように作成されてある。

全體は、第一章「一般國家學の對象並びに記述様式」第二章「國家の概念とその特徴」第三章「國家の意味」第四章「國家の目的の實現化」第五章「國家形態」第六章「國家の共同作用」第七章「國家の生成と消滅」の七章に大別されているが、特に從來のドイツ國家學と對比されるやうなユニークなものではない。ただ、讀者に理解し易いやうに、圖解が多數載せられてゐる。そのうち、簡單なもの二、三をここに紹介して内容紹介に代へたいと思ふ。

右の第一圖は、國家概念を、國家の三要素によつて圖解したものを

Die Gewaltentrennung in der Staatsspitze



であり、第二圖は、對地高權と對人高權の國家主權を、平易に説明したものである。第七圖は、いふまでもなく、獨裁判と民主制に

おける權力發動様式の相違を、入門的に圖解したのである。全部で十六圖程掲載されてあるが、いずれも講義をする際に便利なものである。又、最後に附加された事項索引なども、簡便な政治學事典を企圖されたものようである。

Abb. 7

この部門の最後の著作は、H. Nawitsky: Allgemeine Staatslehre, II Teil Staatsgesellschaftslehre I Band Volk, Gebiet, Zweck, Organisation, 1952, 288 Seiten であり、この書は、さきに取擧げた「第一部基礎論」において、著者ナヴィアスキーの分類した三種の國家學の一つ「國家社會學」が、常第二部第一卷において、單獨の課題として取扱われている。

前掲「基礎論」(一九四五年刊)に附加された著者の肩書は、聖ガレン商業高等學校教授であつたが、この一九五二年に公刊された著書では、ミュンヘン大學教授に就任したもようである。第二部第一卷として取擧げたものは、「國家社會學」の内容を構成する民族、領域、目的、組織の各論である。全體は、四章三四節に分説されているが、ここではそのアウトラインを紹介するにとどめる。

まず、序言を垣間みるならば、

「第一部基礎論の五九頁において展開した三つの國家概念の相互の關係を理解する上において、當初に國家理念論、次にそれに裏附けられた國家社會學、更に國家社會學を前提とする國家法理學の段階的連關の高次の完成を一般に期待したのであるが、然し、『基礎論』における國家

概念の三構造は、究極的に展開されたものであつて、この概念的問題を伴つた國家論の實質的部分については、もう殊更に取扱うつもりはなく、むしろ、單に、仕上げられた結果の上に肉付けしつつ組立てるつもりである。それ故、三つの獨立した問題領域が取扱われる順序は、完全に無關係なものである。」と述べ、まず序説に「國家社會學」の大前提として國家と社會の關係を説いている。

本書の半分以上を、著者の意味する「國家社會學」上の「國民」(第一章)論に割愛している。それはともかく、第一部「基礎論」にしても、この第二部第一卷「國家社會學」にしても、戦後のドイツで公刊された一般國家の著作としては、本稿で紹介した他のものが多く啓蒙書であるのに比して、最も體系的な學術書として貴重なものであるかと思われる。著者ナヴィアスキの提起した、一般國家學における三構造、及びその各々の概念を、段階的連關において把握するという基本的立場は、従來のドイツ國家學に對する種々の問題を提起したものといえよう。又、今後の學界において、その當、不當は批判の對象となり活潑な論議の素材になるとも思われる。いずれにしても、著者の當該領域に對する眞摯な研究態度は、高く評價されるべきであり、更に續刊を期待するのは筆者のみではなからう。

三、政治學概論

W. Classen: Einführung in die Politik, 1950, 93 Seiten.
W・クラッセン著「政治學入門」

本書は、さきに一般國家學の部門で紹介したW・エックハルトの

書と同様に「Schaeffers Grundriss des Rechts und der Wirtschaft」の如く、その第二部「Öffentliches Recht und Volkswirtschaft」に收められているものである。内容は、三章に大別され、各章はそれぞれの節によつて分説せられている。順序として當初に各章並に各節を掲げてみる。

第一章 政治の本質

(I) 政治という語の由來(古代における政治)、(II) 政治の分析と定義、(III) 政治の權力思想、(IV) 政治と法思想、(V) 政治の歴史、(VI) 政治とイデオロギー、(VII) 政治行爲の二つの基本形態、(VIII) 技術としての政治、(IX) 科學としての政治、(X) 政治學の二つの古典(マキアヴェリ及びトククヴィル)

第二章 政治の組織と技術

(I) 國家論序説、(II) 國家構造、(III) 國家機能、(IV) 立法權、(V) 行政權、(VI) 裁判權、(VII) 政黨、(VIII) 代表、選舉と議會主義

第三章 對外政治

(I) 國家體系の成立、(II) 對外政治の機關、(III) 外交技術の特質、(IV) 國際政治
によつて構想されている。

まず著者クラッセンは、簡潔なその緒言において次のようにいう。すなわち、「この著述は、政治の基本的諸事實、組織形態及び政治技術について紹介すること、並に政治についての諸概念の最初の知識を、この著述によつて媒介し、手引することをその目的とするものである。」そして前に掲げたW・エックハルトの「一般國家學」とは姉妹編であるから、その要旨に適宜に補充するように心懸けた

旨述べている。故に、本書は、著者自ら緒言しているように、極めて一般的な政治學入門書である。それ故紹介も適宜に筆者によって選擇し、一般的問題は省略しつつ、クラッセンの強調する見解を紹介していきたい。

「政治本質論」においては、まず第一節に政治の語義の由來を、古代ギリシャに尋ね、古代の政治とは權力に基いたものであると定義し、政治のライトモティーフとしての權力の法則は、ツキジデスの著述「ペロポネス戦役史」において具體的に説明せられているとし、その著にあらわれた「強者の權利」論を取擧げる。そして、古代ギリシャにおいて既に政治は科學的觀察の對象であつたと述べ、ヘロドトス、ツキジデス、ヒッパス、リコポーン、プラトン、マリステレスの諸學說を簡明に紹介する。

次いで、政治の分析は、歴史のすべてのエポックによつてなされて來たものであり、そしてこのような分析は、五つの一般の特徴を結果的に明確にしたものであるとして、その五大特徴を左のごとく掲げる。

一、政治とは、行爲であり、實行であり、形態であつて、熟慮や、思案の理論化ではない。

二、政治とは、共同體規整 (Gemeinschaftsregelung) の目的を伴う行爲である。しかして、もつとも重要な政治的秩序は國家である。

三、政治とは、權力手段による共同體規整の行爲である。

四、政治とは、法的に規整された形態における權力行爲である。

五、政治とは、常に觀念的價值 (ideeller Werte) の具現を實

みるものである。

と掲げ、政治の定義を左のようになしている。

Politik ist soziales Führungshandeln, das mit dem Mitteln der rechtlich geregelten Macht und unter Rechtfertigung durch bestimmte Werte eine herrschaftliche Sozialordnung—im besonderen den Staat—zu schaffen und nach innen und außen zu sichern sucht.

次いで、「政治と權力思想」の節では、「政治とは常に權力をめぐる鬭争である」との命題を冒頭まず掲げ、權力とは生活の法則であり、且つ人間本性の根本的形態であると述べ、更に、政治においては權力は不可避のものであり、政治權力は内面的及び外面的な特性を有し、マックス・ヴェーバーの「Monopolphysischen Zwangsgewalt」を提示する。

又政治權力は、合法的且つ社會的アルトに沿わなければならず、それ故、政治權力は法律との緊密な關係にあるのである。次に法思想、歴史と政治との關係であるが、これを略して「政治とイデオロギー」(第六節)の問題について、著者クラッセンの説くところを述べてみたい。すなわち、政治とはさきに述べたように、常に一定の價值を追求するものであつて、一定の政治は、一定の世界觀をその内容として保有している。政治と世界觀は、「Korrespondierende Größen」である。それは政治が社會的同意を「すなわち、人間の服従を得るためにイデオロギーを利用するのであり、又それによつて具體的社會秩序を保持しようとするのである。又政治は、歴史の經過において妥當とされたイデオロギーを、凡ゆる世界觀に形成し

たものである。と述べ、その例證として、宗教思想、自然法理論、民主主義のイデオロギー、ドイツ理想主義學說、マルキシズム等について説明を試みている。

第二章は、政治機構及び機能論であるが、これらの諸問題は通説のつとつてそれを明確な順序に提出しつゝ解説してゆくのであるが、この章は略して、第三章「對外政治の概要のみ觸れてみよう。對外政治の前提として、著者はまず「國家體制の成立」より説き始める。國家體制の成立によつて、自治國家となり、この自治國家は相互關係において相互の勢力擴張を制限しなければならなくなる。

すなわち、中世紀においては未だこのような自治國家の對外關係は存在せず、漸く一五世紀末葉のイタリヤ都市國家間に外交の初期的形姿があつたと論じている。第二節の對外政治の機關としては、大使並に外交官の職權等について述べ、第三節の「外交技術の特質」としては、平時國際法における種々の基本的問題¹⁾ „Pacta sunt servanda,“ „Clausula rebus sic stantibus,“ „Ultra posse nemo obligatur,“ について概説している。

最後の第四節「國際政治」に對する著者の解説は、まず現代の條件、情勢より見ても、將來の發展のためには、國際政治機構の新しい目的を確立し、その形態を整えてゆくことが焦眉の急とするものであり、この觀點から國際政治は語られねばならないものであるとし、前世紀の國際關係より概説を始め、國際連盟機構に觸れ、その功罪を論じ、今次大戰後の國際連合の成立過程に言及している。

本書の全般を評するならば、比較的贅言もなくよくまとめてあるように思われる。著者がこのような小冊子に、問題の多い政治學の

基本問題を手際よくまとめ、しかも入門書として平易に敘述したことは、評價されてもよいと思われる。

A. Grabowsky: Einführung in die Politik, 1953, 68 Seiten.

A・グラボウスキー著「政治學入門」

本書の著者A・グラボウスキーについては、その略歴、現職等、その詳細は審りかでないが、政治學關係の著述は一九三二年以降でも相當の數を公刊している。ここに參考に供するためにそれらを掲げてみよう。

1. Politik, 1932, Berlin.

2. Der Sozialimperialismus als letzte Etappe des Imperialismus, 1939, Basel, Weltpolitisches Archiv.

3. Politik. Ihre Elemente und ihre Probleme, 1948, Zürich.

4. Demokratie und Diktatur, Grundfragen politischer Erziehung, 1949, Zürich.

5. Grundprobleme der Politik, 1950, Braunschweig.

6. Politik im Grundriß, 1952, Frankfurt a. M.

等である。これは單なる筆者の推測にすぎないが、一九三二年にベルリンで政治學を公刊して以後の著作は、スイスのチューリッヒで公刊している狀況から推して、恐らくナチス運動に反對の意を表し、ナチスのみの有する特有の壓力を國外に避けたのではないかと考へられる。

當著「政治學入門」は、一九五〇年に公刊した、F・ギーゼの編著からなる「行政論」中の一編「政治學の根本問題」(前掲)におい

て、考案した政治學體系を縮小して入門書に作り變えたものようである。

グラボウスキの試みた政治學の體系は、大別して二部門に分けられている。

すなわち、第一部は「政治學序説」(Vorschule der Politik)であり、第二部は「國際問題」(Außenpolitische Probleme)である。

まず、緒言に披瀝した著者の見解を述べてみよう。「私が企畫した所の種々様な、科學の名における政治の莫大な範圍を、この小著によつて把握する試みとしては、この著作は餘りにも *tänlich* なものとして小さすぎると思う。國內、國外政治の主線(Hauptlinie)並に支配的な諸原理として、この著は記述されたものでは決してなく、それは時に應じての從線(Nebenlinie)と實例を説明するために提起し、この小著を意圖したものである。すなわち、私がこの著述において示したところは、實際に序説的なものなのである。私が一九五〇年に著した著作に修正を加え、そして特に第二部國際政治に關する部門は、その後の(すなわち、一九五〇年以後の)國際問題の展開に適應するように補充し、補筆したものである。」と述べているが、第一部「政治學序説」では、第一に政治科學の概念(第一節)から説き始める。「まず第一に、考えなければならぬことは、政治において *Problemlöser* (問題思惟)が必要なるものである。政治がその課題として擔つてゐる呪咀(*Fluch*)は、從來生起してきた問題が、仔細に究明されることなしに、或いは、多くの從來において、生起して來た政治の内在的な問題性が、その全體の領

域において一般に認識されることがなくして表現もされられたことにあるのである。」と、政治の屬性としてのデモニッシュな非合理性を指摘し、客觀的に政治現象を分析し、そこから政治の在り方を捉えなければならず、そこに政治學の任務と對象があることを論ずる。

そして著者によれば、「政治に關する科學論は、國家的運動の理論、その際この理論は、活潑なダイナミックな有機體をめぐる所の理論であるが、そのようなものとしてベツァイヒネンされる」のである。このような著者の「政治觀」は政治についての科學的觀察眼では、必然的に次の「國家と國家理性」(第二節)の問題が提起されてくるのである。ここにおいては、フランス的國家理念の形成、並にそれによつてなされたフランス近代國家の形成について、ルイ一三世治下のフランス首相であり、且つ絶對主義的中央集權を樹立し、フランスを以て當時のヨーロッパにおける隨一の強國に導いたリシュリュー(J. A. Richelieu)の役割を論じ、更にテンニース、ランケ(政治論)は *Politisches Gespräch* の所説を引例して、國家理性を解説する。次いで著者の思索は、「社會學と政治研究の前提としての集團心理學」(第三節)に移るのであるが、この問題以降において著者が政治學序説の構成内容として取扱う課題を、並列的にアレレンジしてみよう。第四節は「現代史的轉期に立つ國家」(Der Staat der gegenwärtigen Geschichtsepoche)はすなわち、現代國家論であり、次に「階級國家の問題を考える際に、シラーの概念した中産階級を考える」必要があるとして、「中産階級」(Der Mittelstand) (五節)を論ずる。更に、「Wunsch und

開進歩の綜合的經過の上に収益ある影響を興えるためである。」と述べているが、この權力思想、並にその鬭争と人類進歩の觀念は、ヘーゲルが「法律哲學綱要」において「靜かな大洋が、風の運動によつてその腐敗から免れ、恒久平和のために頽廢しようとする國民を救つて、これに道德的健康を興え、共同目的に向つて進行することについての國民の無關心を打破する上に戦争は必要である」と主戰論を披瀝した思考と一脈相通するように思われる。

第六節「ソ連帝國主義」においては、ツァー政權崩壞後、レーニンの政策及びスターリンのそれらは、理論的には確に反帝國主義であるが、國家膨脹政策、特にスターリン死後において、共產黨自體が國家構造の前に後退するような現象を示して來たことを指摘し、國家理性に基づくソ連の帝國主義的性格を鋭く諷している。また各節とも問題は山積しているが、グラボフスキーの著書の紹介をこれとどめ次に移つてみたい。

この政治學概論書の部門には、まだ二冊残つてゐるが、この二書については、その内容構成をまとめて提示することとしたい。

すなわち、左の二書である。

A. Winkler: Grundlagen der Politik, 1949, Wien.

A. Grabowsky: Politik im Grundriss, 1962, Frankfurt.

A・ウィングラーの肩書は、ウィーンにある世界貿易高等學校の正教授となつてゐる。

内容は、左の五編の論文によつて構成されている。この書は體系的なものというよりは、むしろ、論文集を表面によつて統括したものであるといえよう。すなわち、

獨逸における政治學研究の現況

(一) 國際政治の心理的基礎 一 例として、オーストリー・ハンガリーの歴史からのエピソード 一

(二) 政治におけるナシヨナリズム 一 ドナウ河地方の歴史の根本問題 一

(三) 社會主義と國內政治 一 近代革命のライトモチーフ 一

(四) 現代世界政治の精神的モチーフ 一 轉換期に立つ世界歴史 一

(五) 民族主義と個人主義 一 世界政治におけるイスラエル國家 一

の五編である。次の書は、前にその梗概を示したA・グラボフスキーの一九五二年に公刊したものであり、その内容は左のごときものである。すなわち、第一部主要問題、第二部國家構造、第三部對外政治の三部よりなつてゐる。第一部では「國家と社會」の問題、「政黨と世界觀」の問題、「政治教育」論等の一般的問題をその内容とし、第二部では、議會主義、民主主義を中心とした近代國家組織を扱つており、第三部は、「帝國主義と植民地主義」、「帝國主義の構造」等の國際政治學上の基本問題より説き起して、「ヨーロッパとアジア」、「アフリカ問題」、「インド・近東問題」等廣汎にその對象領域を求めている。

本書は、前掲の「政治學入門」によつて知識を得た讀者が、より深く研究するには好個のものであらう。

四、一般國法學

當該部門において、現在筆者の手許にあるものは、左の二書である。

F. Giese: Allgemeines Staatsrecht, 1948, 95 Seiten.

H. Helfritz: Allgemeines Staatsrecht, 1949, 448 Seiten.
である。

まず、F・ギーゼの所説より紹介してみようと思う。F・ギーゼは、本書に附した肩書では、フランクフルト大學の法律學校教授となつてゐるが、ドイツ公法學會の長老會員であり、公法學界においての重鎮であることは、周く人の知るところであらう。

本書は、その副題として、Ein Grundriss と示されているように、いわば梗概的なスケッチ・ブックといえよう。「緒言」における著者の主張をまず聞いてみると、「一般國法學は、個別國法學と相違するのみでなくして、何よりもまず一般國家學と區別された學問體系である。」という。著者の指摘をまづまでもなく、所謂 Gerber, Laband を主軸とした十九世紀中葉以降のドイツ公法學の飛躍的發展は、法治國家を對象としたため、國家についての法學的、有機體的國家觀を醸成し、二〇世紀初頭においては、H・ケルゼンの純粹法學の立場からの國家學說(例えば、Hauptprobleme der Staatsrechtslehre 1911, Allgemeine Staatslehre 1925) にまで展開するに至つたものであるといえよう。贅言はさておき、ギーゼは更に「一般國法學の課題は、場所的に、時間的に、種々相違した國家形態から、法律的な基本制度(Grundeinrichtung)、根本命題(Grundsatz)及び基本的概念(Grundbegriff)を抽象してくること、そして抽象されたものを、完結的な法學體系のうちに統合することである。この意味において、一般國法學上の本質的な問題について、極めて簡單に提出しようと思う。」と述べているが、著者は次の四章に大別して一般國法學體系を構成している。すなわち、

Kapitel I. Staat (國家論)
Kapitel II. Staatsformen (國家形態論)
Kapitel III. Staatsorgane (國家機關論)
Kapitel IV. Staatsfunktionen (國家機能論)
である。

第一章においては、國家の概念から説き起し、國家理論の項では、まず法學的國家理論以外の學說(例えば、メカニズムとしての國家學說、有機體說)を簡明に敘し、次いで法學的國家理論を、(a)法的客體としての國家、(b)法的主體としての國家、(c)法秩序としての國家、の三觀點にわけて論じている。

更に、統合理論の項目を設け、そこでR・スメンダの所説を引用して次のように解説する。すなわち、「統合(Integration)とは、精神的綜合關係の繼續的新經驗生成と、現實の間斷ない革新のプロセスを稱する。この統合は、Kernvorgang である(二三頁)と説いてゐるが、この所説は、「精神的、團體的構成態は、靜止的に存在する實體ではなく、現實的な精神生活の意味内容であつて、その不斷の繼續的な自己形成の過程にあるとして、國家を精神的、社會的現實性として把握し、その個個の生活表現の繼續的な自己形成の過程のなかにその本質をみた。」(政治學事典九八九頁引用)スメンダの統合理論と全く同一意見であると考えてよいかと思われる。

更にギーゼは、國家領域の問題を第三項に取擧げ、(I)領域の限界、(II)國家領域の本質、(III)領域の變更の各部門に分けて記述する。

次いで第五項に國家權力論を展開する。

その概略を提示して、みごと次のような項目によつて構想をなれてゐる。

(A) Normal-wesentliche Merkmale der Staatsgewalt

- (I) Verbands Gewalt
- (II) Herrschergewalt
- (III) Rechtsgewalt
- (IV) Einheitsgewalt
- (V) Umfassende Gewalt
- (VI) Originäre Gewalt

(B) Normal-unwesentliches Merkmal der Staatsgewalt

- (I) Begriff
- (II) Nur die Staatsgewalt ist souverän
- (III) Nicht jede Staatsgewalt ist souverän
- (C) Keine Merkmale der Staatsgewalt

(I) Legalität (Legitimität)

(II) Unverantwortlichkeit

以上によつて、種々な問題性を包蔵する國家權力の問題にアプローチするのである。

しかして、第一章國家論の最後に残された問題として、第六項に「國家の成立と消滅」を設けている。第二章國家形態論及び第三章國家機關論は、簡単にその構成を提示し要點のみに觸れておく。第二章は、左の四項目である。

すなわち、「Verfassung」(第七項)、「Verfassungsformen」

(第八項)、「Regierungsformen」(第九項)、「Statenverbände」

(第一〇項)であり、この國家形態論において、ギーゼは從來のドイツ國法學の傳統を繼承し、君主國と共和國の區別を以て「國家の構造形態」とし、これを第一段階であると述べ、立憲制と專政制とを對比して「統治形態」としこれを第二段階としてゐる。第三章は「Organe, Begriff und Arten」(第一一項)、「Organotypen」(第一二項)、「Wahlrecht」(第一三項)である。最終の第四章國家機能論においては、第一四項として、權力分立制の問題を取挙げ、冒頭まず「國家權力とは統一的權力である。國家權力は、他の諸々の社會的權力の中に分解されてしまふものではない。しかして、それは確實な諸機能の區別を認めるものである。すなわち、一定の活動範圍と、それに合致する一定の活動形態である。活動範圍とは Rechtsbildung, Rechtsgestaltung, Rechtspflege であり、これに相應した活動形態とは、立法、統治又は執行、及び裁判の各機關である。各國家權力のこの實質的、並に形式的な根本的諸機能は、所謂かの著名な、意義深い權力分立理論の對象を形づくゝるものである。」(七四頁)と述べ、その權力分立論の古代における原始的な存在、中世における存在、近世におけるのモンテスキューの所説等その歴史的展開状況を詳説し、次いで立法論(第一五項)、行政及び司法論(第一六項)において自己の見解を述べている。

ギーゼは、斯界における權威であるだけに、頗る簡明に一般國法學上の基本的問題を摘出して、網羅し、事典的に敘述している。

ただ、一〇〇頁に充たない小冊子であるので、いささか概念論の展開の憾がないこともない。因みに、筆者が本稿で取擧げた、R・

ラウン、H・ヘルフリッツの二書は、ギーゼが本書を構成する際の参考或いは引用文献として掲げられていることをここに附記しておく。

次に、H・ヘルフリッツの一般國法學について紹介するのであるが、本書は、嘗て法學研究第二十五卷第四號に筆者がその概要を、「紹介と批評」の欄において取擧げたものであるから、ここでは重複を避けるため簡単に觸れておきたい。

本書の全體の構成は、一四章によつて組成されてゐる。すなわち第一章は、國法學、政治學、社會學的國家論等を一括して、全體に對する序論的記述として「Der Wissenstoff」を設置してゐる。第二章は、「J・C・ブルンチャリの近代國家論(Lehre vom Modernen Staat 1 Aufl. 1892)」を初めに掲げ、以下、R・シュミット、G・イェリネット、C・ラレンツ、H・トリール、W・ツイグラー等の政治、國家、國法學關係の文獻解題を簡單に取扱ひ、「Das Schrifttum」としてゐる。

第三章は、客觀的、及び主觀的の意味における法概念、公法と私法の區別、その區別の實際的意義、ゲルマン法とローマ法、社會法と個人法等の、いわば法學概論的記述によつて、「Das Begriff des öffentlichen Rechts」としてゐる。第四章は「Die Quellen des Staatsrechts」であるが、この章においても、慣習法、自然法、法實證主義、法における非合理性等の一般法學において取扱うような項目を掲げており、第五章は「Der Staat als Rechtsbegriff. Die Organlehre」であり、第六章で始め、第七章「Die Einzelnen Merkmale des Staatsbegriffs」にして、民族概念、及び國民概

念、國家領域及び對地高權、國家權力(主權)の國家の根源的三要素について記述を展開する。

第七章は、「Entstehung und Utergang der Staaten」とあり、第八章は「Die Staatsformen」である。第八章國家形態論では、アリストテレス、マキアヴェリの所説を引用し、更に權力分立論の意義に觸れて、綜合的に「國家形態」を分類する意義を論じ、「君主政體」、「共和政體」、「國民代表制」、「民主政治の現代的意義」等に分説してゐる。第九章は「Die Staatenverbindungen」の問題である。

第十章では「Das Britische Imperium」の章を特に設け、その概観、イングランドの國法、ドミニオンの法的立場、インド等の項を以てみたしてゐる。第十一章は、「ソ連邦」であり、ソ連に關しては、共產主義の精神的基盤としてのマルキシズムをまず取擧げ、一九一七年革命、レーニンのネツプ政策、一九三六年のスターリン憲法、選舉制度、一九四四年の十二月一日附の連邦法にまでその解明を展開する。第十二章は「Autoritäre Staatsführung und Diktatur」であり、ここではまず權威的國家指導(ウエバーの所謂カリスマ的支配)と獨裁政治の一般的問題を論述し、イタリヤのファッシズムとドイツのナチズムの歴史的回顧を行つてゐる。すなわち、「權威的國家指導並に獨裁の二つの觀念は、法的概念によつては把握しえないものである」(二四一頁)と述べ、「權威」の語義の解明を次のように記述してゐる。

「權威という語は、言語的には主權者(Potestas)と權威者(Autoritas)の區別から派生して來たものであり、ポテスタスとは、政

府權力や、權能を意味し、最近では國家權力を意味するものである。」と。第十三章は、「Die geschichtliche Staatsverfassung」であり、ここでは、(A)アメリカ合衆國憲法、(B)一七九一年以降のヨーロッパ大陸の主な諸憲法の回顧、(C)一九世紀におけるドイツ憲法の記録に分けて記されている。

第十四章は「Abriss der Staatstheorien」である。著者はその副題とつづ、「Mit einem Abriss der Staatstheorien」とあるように、先に取擧げたF・ギーゼの一般國法学と對比するならば、前者は純然たる國法學的論述であり、このH・ヘルフリッツのは、國法學的視野から各章は取扱われているが、むしろ政治學大綱ともいへべき著作かと思われる。

五、社會的法治國家の概念

—C・メンガーの所説を中心として—

Der Begriff des sozialen Rechtsstaates im Bonner Grundgesetz von Christian-Friedrich Menger, 1953, Tübingen, 31 Seiten.

F・C・メンガー著『ボン基本法における社會的法治國家の概念』

この書は「Recht und Staat in Geschichte und Gegenwart: Eine Sammlung von Vorträgen und Schriften aus dem Gebiet der gesamten Staatswissenschaften」の叢書中に收められてゐるものである。

西ドイツ基本法第二章二十八條において、「この基本法の意味に

獨逸における政治學研究の現況

における共和的、民主的、且つ社會的法治國家の原則」に各ラントの國家體制は即應するべきものであると規定され、又第二〇條において、「ドイツ連邦共和國は、民主的且つ、社會的連邦國家である」旨規定されてある。この所謂ボン憲法における「社會的」法治國家の意味するもの、すなわち、その概念を考察しようとする試みが、當著者メンガーの目的である。全三〇頁餘りの小冊子であるから、全般にわたりその思索の跡を隈なく探つて、提示してみようと思ふ。

(一) 社會的法治國家と、明確に概念された用語は從來のドイツ憲法——例えば一八七一年のビスマルクのドイツ帝國憲法や、一九一九年のワイマル憲法——には全く發見しえない用語であり、この用語は、Carlo Schmid 代議士によつて立言されたものである。

法の基礎に底礎されて成立したドイツ連邦共和國には、法治國家であるということが第一に不可欠な必須の問題なのである。何故なら、ドイツ民族の名において起ち上つた最近のナチス運動のようなきまなきまな不法行爲(Unrecht)に對處する場合には、

第二の問題は、ソヴェエト守備地區(東ドイツ)における所謂權力的結合を強制させられている人民民主主義に對處する問題なのである。法治國家の性格についての嚴密な認識は、又政治的な意味においても嘗ての過去の失敗と、東ドイツの現況に對して二重のFrontstellung を明瞭にすることにもなるのである。最近のドイツ國法學會において、民族社會主義的、非法治國家の敗北後の再建について、ドイツ國法學の長老教授 Heinrich Triepel は、法治

國家の概念の分裂について鋭く訊したのである。その際彼は、「一般に法治國家の超時代的、全體的價値を „liberal“ という形容詞によつて云々する時、或は又、一般にそれを „bürgerlich“ な法治國家として同時に意圖するとき、——この場合は、ブルジョアジの努力による „Sokrität“ を意味する用法であるが——このよな概念を、もし『社會的』法治國家というよな概念で構成しようとするならば、我々法の人間（法學者）に對して、從來の法治國家はその偏見を指摘し、保護を主張すべきである。何故なら、永遠の價値は、世俗な區々たる現世の存在に引おろされてしまふ」といつているが、この „Triepel“ の主張は極めて注目すべき異議である。すなわち、「社會的」という形容詞が、果して法治國家という名詞に冠されてよいかどうかという問題なのである。

(四) 法に従い、それによつて行政を實施するという國家の理想は、各時代を通じて各々相違する形態によつてその地位を得ようと努力して來たのである。適法的に形成された國家の思想は、本質的な、實際的な、法治國家の出現よりもより一層古く存在している。その根本的な思想は、近世初頭の時期迄立返るものである。とメンガーは述べ、それから自然法の理説に觸れ、自然法思想と法治國家思想の相關連について略述する。そして、法治國家の思想が近世初期から現れてくる段階には、まず政治國家 (Polizstaat) の觀念を克服するところから生じてくるのであり、又市民社會における經濟活動の發展は、自由な經濟行爲を營む市民に政治國家、福祉國家 (Wohlfahrtsaat) からの拘束に不自由を感じ始めさせ、法律的、客觀的規範によるのでなくしては、國家の市民社會に對する干

渉を拒否するという考えが現れてくる。ここにおいて法治國家の思想は現出してくるのであり、その初期の思想は、カントの哲學體系の中に展開してくる。カントは外政においては、無法性 (Rechtslosigkeit) と任意性を認めたのであつたが、然し、國內政治には、法と自由が國家計畫の内在擔當的支柱に換言すれば、國內秩序は法と自由を中軸として廻轉するものであることを發見したのである。

國家的共同體は、國民の要求から導き出されて來るものであり、カントはその著「Metaphysik der Sitten」において、國家を、「法規範のもとに存在する多數人の結合體」として規定し、更に國家における法的要素が、權力要素から國家生活のこの意義を取違えないように、はつきりと限定づけられることを指摘したのである。

カントと同様な法によつて規定づけられた國家、法による行政を行う國家という思想を、政治的に表明したものは、W・フンボルトの青年期の著作「Ideen zu einem Versuch, die Grenzen der Wirksamkeit des Staates zu bestimmen」において發見することができ。フンボルトの政治思想は、「人間的個性の自由は、國家の不法的侵害の前に擁護せられるべきである」という中心的提言をめぐる思想である。この觀點から、彼は從來の國家とはその成員の幸福を積極的規範樹立によつて推進しようとした支配的政治觀 (福祉國家の思想) と戦つたのである。フンボルトにとつては、國家の課題は消極的に單に個人の危險を防禦するための存在といふものにすぎないのである。更に又、この法治國家に關する最初の法律學的思索は、チュービンゲンの法學者R・フォン・モール (R. von Mohl) によつてなされたのである。モールにとつては、法治國家は

記述的一般國家學のカテゴリーの問題なのである。モールが法治國家と命名し、その名によつて合理的な理性國家を理解しようとした際に、法治國家の最善の、最も適格な具體像として、近代における權力の合法的に保證された構成國家が、彼の前に現實的に畫き出されたのである。

モールの法治國家の觀念は、國家と市民との關係について、全内容を提示するすべての學說である。故に従來の政治國家 (Polizestaat) からの個人の解放、すなわち個人の自由や權利の保證に國家活動の限界を規定し、このように規定された國家行爲の目的と内容によつて條件づけられた國家形態を、我々は自由の刻印を印したものとて實質的法治國家 (Materieller Rechtsstaat) と定義する。

この Materieller Rechtsstaat は、全能的に、且つ政治國家的に組織化された福祉國家 (Wohlfahrtsstaat) による監視から、個人の解放を、更に國家の活動を限界づけようとする時代の要求した產物であり、市民活動の活潑な動きの所産であつたのである。

しかして、一九世紀初期以降の自由主義の發展は、市民社會の成長を促し、夜警國家 (Nachtwächterstaat) の觀念が登場してくる。

そうなると、實質的法治國家の形式化が必然的に派生してくるのであり、ここに「形式的法治國家 (Formaler Rechtsstaat)」の觀念が出現してくるのである。

この形式的法治國家の觀念を、當初に指摘したのは、Friedrich Julius Stahl であつて、彼は彼の著「Rechts- und Staatslehre

獨逸における政治學研究の現況

II Bd. 3 Aufl. 1856」において、「國家とは法治國家であるべきであり、それは新時代の合言葉であると共に、實に新時代發展の起動力である」と述べており、又、Georg Meyer はその著作「Lehrbuch des Deutschen Staatsrechts 1878」の初版において、
„in dem die Befugnisse der Verwaltung fest umgrenzt sind und nur in Übereinstimmung mit den Gesetzen ausgeübt werden können“
「行政の權能が、確實に限界づけられており、ただ單に法規との一致においてのみ行われうる」
國家としての法治國家 (形式的) の觀念を思考したのである。

以上が、一九世紀の法治國家觀なのであるが、二〇世紀に至り、一九一九年に、Gerhard Anschütz も又「法律の限界内において、行政作用が國民の自由に干渉しうる」所の國家と定義している。しかして、その際問題となるのは、行政作用の合法性ということであり、行政作用が合法的であるか、違法的であるかを審議する獨立裁判所が確立して始めて法治國家の成立が、原理的に確立されるのである。この裁判機關については、Otto Bähr と Rudolf von Gneist の間に、一般普通裁判所で適當であるか、或いは特別行政裁判所にしなければならぬものかという著名な歴史的論争が行われたのである。

且つ又、一九三二年に R・トーマによつて「法治國家は、その法秩序が、公權力の軌道と限界を、或る程度において規制し、又その權威が維持され、一般から敬意をばらわられている獨立した裁判所によつて管理されている狀況にある」國家が、法治國家の完成體であるといつてゐる。この法治國家の理念によつて、著者メンガーは、

更に又 Loronz von Stein の著書「Gegenwart und Zukunft der Rechts- und Staatswissenschaft Deutschlands (1876)」及び「Die Verwaltungslehre (1885)」を検討してゐるが、こゝでは省略して次の問題に移りたいと思う。

(四) 形式的法治國家においては、不法も又法的に存在することができたため、民主主義の否定が、民主主義の手續を方途として實施されたのである(一九三三年のナチス政權の樹立)。それ故に、一九四九年(ボン基本法の草案)起草者にとつて、一九世紀から傳承して來た法治國家 \equiv それは形式的な法治國家であるが \equiv の刻印が印された趣向を採用することに、全く満足しえなかつたのである。

實際に、ボン基本法の法治國家的保障は、形式的法治國家の限界を超えたものであり、そして實質的要素を可成り保持しているものである。ボン基本法のもとに行われる法治國家の行政は、從來の形式的行政法理論にもとづいたものとは大分相違している。

現在のドイツ連邦共和國は、むしろ從來のそれより一層實質的法治國家として組織化されているが、勿論カント、フンボルト、モールによつて思惟された初期のその概念とは異なるものである。すなわち、啓蒙的思想家は、啓蒙專制主義の政治、福祉國家の干渉に對する防衛として、實質的法治國家を要請したのである。

しかるに、爾後の資本主義的産業構造の推移と並に生産力の進展は、階級對立を派生し、且又所謂「Industrieproletariat」の Massenverelendung をもたらして、初期の實質的法治國家における社會秩序では解決し得ない本質的內部變革を來したのである。

そこで國家は、以上の狀況に適應し、これを解決すべき新しい課題

を擔い、そのために新秩序の建設を要求したのである。そしてこの新社會秩序は、崩壞した世界の廢墟の上に、更に又廣汎な範圍の不安な困窮に直面して建設されるものである。

そこで法治國家の新時代に適應した形態として、「社會的法治國家」の概念が、適切に妥當してくるのであり、一般にこの概念を、形式法治國家的に結合された組織的、計畫的福祉國家(als formal-rechtsstaatlich gebundenen und organisierten Wohlfahrtsstaat)と理解してよいと思われる。この場合の福祉とは、大眾の福祉である。すなわち、「社會的」とは、法治國家が大眾の福祉を増加することをもつてその義務とすることを表明したものである。

Hans Peter Ipsen 及び Friedrich Klein らの指摘するやうに、社會性に關しては、ワイマール憲法よりボン基本法のほうがすぐぶる劣つてゐる。ボン基本法はすぐれて自由主義的個人主義的色彩が濃厚である。ボン基本法に存在する基本權のカタログを吟味するならば、國家の干渉に對して個人々の權利を保護しようとした「古典的」自由權を見出すのみであらう。すなわち、ワイマール憲法第二章にあつたやうな「社會的基本權」は、ボン基本法においては殆んど皆無といつてよい。

(四) それでは、ボン基本法における「社會的法治國家」は、實際單なる一個の「主體性」のない「白紙概念 \equiv 實質的意味のない概念 \equiv 」(substanziöser Blankotbegriff)であり、單なるプログラムなのであらうか？

この最後のもつとも重要な問題の解答について、我々は「社會的」という言葉の意味について再吟味せねばならない、とメンガーは述

べ、「社會的」という概念の起源からの考究を展開する。ここではその概念の展開過程を詳述することは避けて、次の問題に移ろう。

ボン基本法第一章第二條に「Jeder hat das Recht auf die freie Entfaltung seiner Persönlichkeit, soweit er nicht die Rechte anderer verletzt und nicht gegen die verfassungsmäßige Ordnung oder das Sittengesetz verstößt.」

(各人は、他人の権利を侵害せず、憲法の規定もしくは、道徳法則に反しない限度において自己の人格を自由に發展させる権利を有する)と規定してあるが、この規定の指向する所は、基本法の起草者が、基本権の尖端における人間の尊厳についての認證と共に、「正義の原則」によつて個人が制約されなければならないことを明言したものであつた。

基本法の主要な自由権においては、人間關係はその相互間におけるものも、國家と個人との關係も、正義の原則によつて秩序づけられていのである。人間相互關係の正義とは、自己の権利の尊嚴を保つため、他人の権利も侵害しないという「交換の正義」*Justitia commutativa*, *Verkehrsgerechtigkeit*であり、この觀念は又聖トマス・アクイナスの體系におけるそれでもある。ここにおいては、人間は、本質的に社會の部分的機關として論ぜられるのでなくして、獨立した實存的個人的人格なのである。もう一つは、人間が憲法の規定や、道徳法則に人間本來の義務として従わねばならないこと、すなわち、全體社會の福祉に従わなければならない所の「一般的正義」*Justitia generalis*, *legalis*の問題なのである。

さて、嘗ての實質的並に形式的な印綬を帯びた自由主義的法治國

獨逸における政治學研究の現況

家の概念は、國家と社會(市民社會)の對立において指向され、現實化して來たものであつた。換言するならば、從來の法治國家の原理は、國家の干渉を排して、個人の自由を擁護するところにその本來の目的があつた。しかし、現在の民主主義國家においては、市民と國家は同一の存在にある。すなわち、市民社會はとりもなおさず市民國家なのであり、國家は單に市民の團體(*Gemeinschaft*)としての組織體(*Organisationsform*)なのであるからである。

この民主主義的國家においては、官僚主義の我儘勝手に對する個人の防衛を主にするのではない。現在の國家においては、個人のエゴイズムから國家的に組織された市民全體の共同社會を保護するところに現在の新しい國家と社會の問題が伏在しているのである。

それ故、ボン基本法の社會的法治國家は、その國家に對しての市民のエゴイズムからの防衛を顧慮し、構成されているのである。

Eberhard Schmidt がその著「Strafrechtsreform und Kulturkrise (1931)」に主張するように、今日においては、國民的自由は、もはや一九世紀におけるそれと同様ではないのであつて、「所有權には義務が伴う」と同様に、「自由には義務が伴う」とを承認すべきでなければならない。

更に又 Friedrich Darnstaedter のいうように、「法治國家における福祉の源泉は、市民相互の共同生活、すなわちその共同體に存在するべきものである。國家の支配權能は、市民のもとにある *Geben* と *Nehmen* について奉仕すべきものである。……法治國家は、福祉の周旋的存在であるべきであつて、福祉の授與者の存在であつてはならないものである」と。しかし、ボン基本法下

の「社會的法治國家」概念の意味するところのものは、更に又、アリステレス的な、且つトマス・アクィナス的な「分配的正義」(Justitia distributiva)をその根本原理として附加すべきものなのである。それはすなわち、共同體の力(公權力)によつて、社會的、經濟的薄弱性を積極的に保護し、それを改善していくことを意味することであらう。

その點に關して、社會的法治國家においては、公共體の將來への準備についての義務 (Eine Pflicht zur öffentlichen Daseinsvorsorge) があるのである。しかし、この義務は、ここでは福祉國家における憲法的な主要原則「Leitprinzip」を意味するものではなくして、正義と稱される國家目的の實現のための他の原則のもとにある手段方法なのである。換言するならば、社會の中に存する社會悪を、社會秩序、經濟體制そのものを改良することによつて、豫め防止する Vorsorge なのであり、社會的法治國家はこの意味での Vorsorge を要求しているものである。しかしその際、公共の福祉を配慮する餘り、個人自由の原則から派生してくるもろもろの社會機能が消滅し、停止されてはならないのである。

一般に、このような社會的法治國家の解釋を、その概念規定を「正義國家」(Gerechtigkeitstaat) とし、そのように考えられてもよいと思われるが、この解釋は、ボン基本法起草者の意圖したところのものとは合致しないものであらう。しかし、古代ラテン語の意味する「habent sua fata leges!」とは、一度は法律となつて指定されたものは、それ自身の運命を擔つてゐる。Das einmal geltendes Recht gewordene Gesetzeswort folgt seinem

eigenen Schicksal! ということであり、それ故、ボン基本法のもとにおける社會的法治國家の觀念を、正義國家と解し、又そのような正義の實現を指向しても決して曲解とはいへないものである。すなわち、Wir meinen, den sozialen Rechtsstaat Verwirklichen, heißt für den Gesetzgeber wie für alle Deutschen nichts anderes, als dem höchsten Ideal dienen, das Menschen im menschlichen Bereich gesetzt ist, der Gerechtigkeit. とメンガーは結んでゐる。

以上が、本書の概要であるが、このことに關連してワイマール憲法における社會化の條項と、ボン基本法におけるそれとを、比較検討した論説が、東京大學山田晟教授によつて試みられてゐる。

すなわち、「西ドイツ基本法における社會化條項」(國家學會雜誌第六十六卷第五・六・七號掲載) がそれである。因みに、その一端を紹介して、メンガーの所説をよりクローズ・アップしてみよう。「西ドイツ基本法は民主主義的な基本理念において、ワイマール憲法と同様であり、その規定においてもワイマール憲法を承繼したものがすくなくない。社會化についても、ワイマール憲法よりは簡單ではあるが、ほぼこれにならつた規定がおかれてゐる。しかし、少しく詳細に考察すれば、ついでとしてワイマール憲法と同じ原則をみとめてゐるとはかりもいえず、また、基本法上、いろいろの問題を生ずるのである。」(一頁)と述べられ、ワイマールとボンとの「社會化」條項の比較検討を試みられるのであるが、それらの前提として、山田教授によれば、「社會化」という用語の意味を「本來は社會主義的經濟秩序の實現ということであり、その主たる目的は生産の利益

を社會全體のためにもちいようとするにある。本稿でも社會化をかうような意味にもちいっている。」(二一三頁)といつておられる。

さて、このような意味での社會化は、「ワイマール憲法にあつては、『社會化に適する私的企業』(一五六條)であり、西ドイツ基本法にあつては『土地、天然資源および生産手段』である。」(三頁)のであつて、更に「基本法は土地および天然資源を社會化の目的をもつて公有にうつしうるとしており、土地の公有をみとめた點ではワイマール憲法よりもひろいのである。」(四頁)と述べられ、ワイマール憲法が社會化の對象とした私的企業と、ボン基本法が公有を認めた生産手段と、いずれがひろい概念 \equiv 社會化の客體として \equiv であるかを検討される。すなわち、その兩者の比較を、「社會化の型態」において論じ、又、ボン基本法における社會化條項を、「補償の問題」、「企業の集中排除と完全社會化」の諸觀點から説かれ、「これをワイマール憲法と比較してみると、なんとなく社會の後退を感じざるをえないのである。」(二二頁)何故なら、「基本法の根本的態度はあくまでも個人の自由と所有權の保障を維持しようとするにある。社會化に對する基本法上の障礙はかかる基本法の建前に由来するといつていいであらう。」(二三頁)すなわち、「實際上も、社會化の對象として適當とおもわれる重要企業については集中排除が強行され、これが企業の公有を困難ならしめるようにおもわれる。社會化の型態についても、從來の經驗上もつとも實現容易な第三段階の社會化は基本法のみとめないところである。とくに、ドイツの現在の財政上からみて、社會化をほとんど不可能にするものは、補償の問題である。社會化にかならず補償を要するとされることは、

社會化に法律を要し、しかもその法律が一般的に適用されるものでなければならぬといふこととあひまつて、社會化の見込をほとんどなくするものである。」(二三頁)と述べられ、結語として、以上のような状況でも、現實の必要は、社會化を促進することはありうると思われるとその論稿をむすんでおられる。

さて、それではメンガーの所説に立戻らうと思う。メンガーによれば、ボン基本法は、ワイマール憲法その他に比して頗る個人主義的、自由主義的色彩が濃厚であるにも拘らず、交換の正義、普遍的正義、分配の正義等のもろもろの「社會正義」の實現を、ボン基本法下のドイツ連邦共和國は、その本質的課題として擔つていっているものである。或る意味で法治國家の限界をも超えざるを得ない政治的、社會的機能の充實化を要請されているものである。何故なら、メンガーによれば、資本主義的經濟體制は、その内在的缺陷として民衆の貧困と、階級對立を包蔵している。そこで經濟體制から派生してくる社會問題の本質に對する觀點の相違から社會主義的國家と考へるか、或は、前世紀的、自由主義的形式的法治國家とみるかが分岐してくるのである。

メンガーの以上の論説の主眼點も、且つ又山田教授による主張も、その觀點を國家體制から、西ドイツの經濟體制に移行しなければならぬ。これを認識するために、現在次の二書がある。すなわち、
Franz Böhm: *Wirtschaftsordnung und Staatsverfassung*, 1950.

Walter Strauss: *Wirtschaftsverfassung und Staatsverfassung*, 1952.

である。

しかし、本稿の目的は、現下のドイツ政治學界の状況を、出版物を通じてリポートする點にある。何れ機會を得て、稿を改めメンガーの所説と、現下の西ドイツ經濟體制を比較對照してみたいと思うものである。

六、むすび

以上によつて、すこぶる概略的であり、又粗雑な紹介に終始してしまつたのであるが、これで本稿をむすびたいと思う。そのむすびに際し、最後に一言筆者の感想を附記しておきたい。戦後の特殊條件のもとで、特に「一般國家學」の部門におけるH・ナヴィアスキーのような理論的、體系的著述のなされていゝのを見出すとき、ドイツ・アカデミーの傳統をひしひしと身に感ずるのを禁じ難いものがある。又、正統派ドイツ國家學の牢固として揺がない狀況を知るとき、ドイツ學界の傳統を感ずると共に、社會現象の流動性に對處するのに、何か非現實的な、いわば *Perspective* の固定化した觀念が、ドイツ學界を支配していることも感じられないこともない。餘りにも傳來の體系が確固不動なものであるだけ、その視野構造も必然的に固定化し、流動的でなくなるのである。例えば、最後のC・F・メンガー所説——現下の西ドイツ國家體制——に即應した政治學も、國家學も、本稿で取擧げた範圍においてはあらわれて來ていないということである。換言するならば、現下の西ドイツ國家體制を凡ゆる視角から實證的に分析し、その實態を體系的に扱つた政治學書を發見することができないのは、やはり傳統的、概念的ドイツ

政治學の缺陷であるといつても過言ではないであらう。

ここでアメリカ政治學の動向を批評する能力も、その暇もないのであるが、政治過程論にしても、機能論にしても、プラグマチズムの支配している國家社會だけに、時代の流れ、制度の推移に即應した政治學がアメリカには存在しているのではないかと思うのである。

これに對比して、ドイツはあくまで傳統的國家學のカテゴリーから一步も抜きでてはならないと稱しては或いは過言であらうが、未だその繼承のみに終始しているように考えられる。但し、ナチス獨裁體制に懲りてか、全著作に流れている意圖、そのライトモチーフは、デモクラシーを理解させ、それを普及する必要をあまり感ぜていゝることは等しく發見できる。

更に又、前掲のメンガーの論説を検討するとき、非常にユニークな、例えば、交換、普遍、分配の諸正義を實現する目的をもつ國家として、西ドイツ國家體制、並に法秩序を考察している點は、他山の石とすべきと思われるのであるが、くり返し言うならば、この新體制についての體系的著述が、一冊位あつてもよいのではないかと思ふものである。

今後ドイツ政治學界がどのような方向を示すかは、豫測しうる問題ではないが、アメリカ的、實證的政治學の影響をどの程度傳來の繼承的ドイツ政治學が吸収し、消化しつつ自家築籠中のものとしてゆかかは興味ある問題であるかと思われる。(七月二十日記)